

銚田市地域公共交通会議設置要綱

平成 19 年 3 月 14 日

訓 令 第 32 号

(目的)

第 1 条 銚田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定及び地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 銚田市長又はその指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (4) 一般貸切旅客自動車運送事業者
 - (5) 社団法人茨城県バス協会
 - (6) 茨城県ハイヤー協会
 - (7) 住民又は利用者の代表
 - (8) 茨城運輸支局長又はその指名する者
 - (9) 道路管理者又はその指名する者
 - (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (11) 都道府県警察
 - (12) 学識経験者
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、会長が議長となる。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことが出来ない。

6 会長は、交通会議を開催する時間的な余裕がないと判断した場合は、交通会議を書面協議に替えることができる。

7 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は助言を求めることが出来る。

9 交通会議の庶務は、銚田市役所 総務部 まちづくり推進課において処理する。

10 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(銚田市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

銚田市役所 総務部 まちづくり推進課

連絡先：TEL 0291-33-2111

FAX 0291-32-4443

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成19年3月14日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日 訓令第25号)

この訓令は、平成27年6月19日から施行する。

附 則 (平成28年11月1日 訓令第27号)

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成30年5月23日 訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日 訓令第9号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。